

(平成26年2月5日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会東京地方事務室分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	21 件
厚生年金関係	21 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	18 件
厚生年金関係	18 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和46年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年3月31日から同年4月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間においても同社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録並びにB社C部及び複数の元従業員の供述から判断すると、申立人は、申立期間においてもA社に継続して勤務し（昭和46年4月1日にA社から同社の関連会社であるD社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和46年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、9万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失日に係る届出を社会保険事務所に誤って行い、また、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和46年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和48年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年10月31日から同年11月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間においても同社に継続して勤務し、その後、同社の関連会社であるB社に異動したので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社から提出された申立人に係る退職証明書及び同社の回答から判断すると、申立人は、申立期間においても同社に継続して勤務し（昭和48年11月1日にA社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和48年9月の社会保険事務所（当時）の記録から、4万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失日に係る届出を社会保険事務所に誤って行い、また、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和48年10月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和50年10月2日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年9月25日から同年10月2日まで

A社B支店に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間においても同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社から提出された申立人に係る経歴表により、申立人は、昭和50年10月1日まで同社B支店に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社の担当者は、通常、休職者については1日付けで辞令を交付し、資格喪失時の保険料は復帰後の給与等から控除することとしているところ、同社で保管している厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書において申立人に係る資格喪失日が昭和50年9月25日とされている理由は不明だが、その後に同年10月2日に訂正されていることから、同社は、申立期間当時、申立期間に係る保険料を控除すべきであると認識していたと推察することができ、同年12月に支給されたと思われる給与から控除したか又は復帰後の51年7月の給与から控除したかは不明だが、何らかの形で保険料を控除した可能性は十分ある旨供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和50年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、17万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業

主は、申立人の資格喪失日に係る届出を社会保険事務所に誤って行い、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、事業主は昭和 50 年 9 月 25 日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 9 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る被保険者記録は、資格取得日が平成4年10月1日、資格喪失日が7年10月1日とされ、当該期間のうち、同年9月30日から同年10月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格喪失日を同年10月1日とし、申立期間の標準報酬月額を38万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年9月30日から同年10月1日まで

A社に出向していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社は、年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、時効により厚生年金保険料を納付することができず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る被保険者記録は、資格取得日が平成4年10月1日、資格喪失日が7年10月1日とされ、当該期間のうち、同年9月30日から同年10月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されている。

しかしながら、雇用保険の加入記録、A社の回答及び出向元であるB社の従業員台帳（発令情報）から判断すると、申立人は、申立てに係る関連会社に継続して勤務し（平成7年10月1日にA社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成7年8月の社

会保険事務所（当時）の記録から、38万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失日について社会保険事務所に正しい届出を行っていなかったと回答していることから、事業主は平成7年9月30日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成16年8月25日は70万6,000円、同年12月17日は50万2,000円、17年7月15日は49万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年8月25日
② 平成16年12月17日
③ 平成17年7月15日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。預金通帳の写しを提出するので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された預金通帳の写しにより、A社からの申立期間における振込みが確認できるところ、当該振込日は、申立期間に係る賞与明細書を保有する複数の元従業員の振込日と一致しており、また、当該賞与明細書において厚生年金保険料を控除されていることが確認できることから、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記預金通帳における振込額及び上記賞与明細書における計算方法により認められる賞与額及び保険料控除額から、平成16年8月25日は70万6,000円、同年12月17日は50万2,000円、17年7月15日は49万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から回答を得られないが、上記賞与明細書により、申立期間において賞与が支払われ、当該賞与に見合う厚生年金保険料を控除されていることが確認できるにもかかわらず、

オンライン記録において、申立期間に係る標準賞与額の記録がある者がいないこと、及びA社の元顧問社会保険労務士は、同社の事業主及び事務担当者に賞与支払届を作成するための資料を提出するよう促したが提出されなかった旨供述していることから、事業主は申立てに係る賞与額の届出を行っておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格取得日に係る記録を昭和43年3月30日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年3月30日から同年4月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間において本社からC工場に異動したが、同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び複数の同僚の証言から判断すると、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務し（同社本社から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、上記同僚の証言及び昭和42年1月1日から45年1月1日までの期間においてA社本社から同社C工場に異動した同僚のほぼ全てが、月の途中で異動していることから、申立人についても、同社本社における資格喪失日である43年3月30日が異動日であったと考えられるため、申立人の同社C工場における資格取得日を同日とすることが相当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C工場における昭和43年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B社は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立て

どおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和39年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年12月31日から39年1月1日まで
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

元同僚を含む複数の従業員の供述及び申立人の申立期間における勤務場所等に関する供述から判断すると、申立人は、申立期間においてA社及びB社に継続して勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録により、昭和38年12月31日にA社において被保険者資格を喪失し、39年1月1日にB社において被保険者資格を取得したことが確認できる従業員12人のうち、雇用保険の加入記録が確認できる7人は、いずれも申立期間において雇用保険に加入していることが確認できる。

さらに、申立人は、「業務内容についてはC業で変更は無く、継続して勤務していた。」と供述しているところ、上記複数の従業員は、「申立人の申立期間における業務内容はC業かD業である。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

なお、オンライン記録により、A社及びB社における被保険者記録が連続している者が複数人確認できるところ、そのほとんどの者に係る資格取得日及び資格喪失日は1日

とされていることから判断すると、申立人は、同社において被保険者資格を取得する昭和 39 年 1 月 1 日の前日まで A 社において被保険者資格を有していたものと考えるのが相当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の A 社における昭和 38 年 11 月の社会保険事務所（当時）の記録から、2 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料が無く不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和 39 年 1 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを 38 年 12 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主は同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 12 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち、昭和 62 年 7 月 9 日から同年 8 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社における資格取得日に係る記録を同年 7 月 9 日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を 30 万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 5 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 62 年 6 月 8 日から同年 8 月 1 日まで
② 平成 2 年 5 月 25 日から同年 6 月 1 日まで

A 社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①のうち、昭和 62 年 7 月 9 日から同年 8 月 1 日までの期間について、雇用保険の加入記録並びに申立人から提出された在籍期間証明書及び同年 7 月 9 日付けの辞令により、申立人は、当該期間において A 社に勤務していたことが確認できる。

また、申立人から提出された昭和 62 年分給与所得の源泉徴収票及び 63 年度市民税・県民税特別徴収税額の通知書において確認できる厚生年金保険料控除額は、オンライン記録の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料より高いことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人の A 社における昭和 62 年 8 月の社会保険事務所（当時）の記録から、30 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A 社は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

次に、申立期間①のうち、昭和 62 年 6 月 8 日から同年 7 月 9 日までの期間について、上記在籍期間証明書により、申立人の A 社における在籍は認められるものの、雇用保険の加入記録において、申立人について、同年 6 月 8 日に同社 B 営業所を離職してから、同年 7 月 9 日に同社において被保険者資格を取得するまでの記録を確認することができないほか、申立人に係る厚生年金基金の加入員記録における資格喪失日は同年 6 月 9 日とされており、オンライン記録の資格喪失日とおおむね一致している。

また、上記源泉徴収票等においても、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を控除されていた事実はいかなるものでもない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 2 申立期間②について、雇用保険の加入記録、上記在籍期間証明書及び申立人から提出された A 社との嘱託労働契約書により、申立人が、当該期間において同社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、申立人について、平成 2 年 5 月 25 日に A 社において厚生年金保険被保険者の資格を喪失した後、同年 6 月 1 日に再度同社において資格を取得しており、当該期間における被保険者記録が無いところ、申立人に係る厚生年金基金の加入員記録もこれと一致していることから、同社は、申立人に係る資格喪失届及び資格取得届を当該記録どおり社会保険事務所及び厚生年金基金にそれぞれ提出したものと考えられる。

また、申立人から提出された平成 3 年度市民税・県民税特別徴収税額の通知書においても、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を控除されていた事実はいかなるものでもない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る被保険者記録は、資格取得日が平成18年4月24日とされ、同日から同年5月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格取得日を同年4月24日とし、申立期間の標準報酬月額を41万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年4月24日から同年5月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社は年金事務所に事後訂正の届出を行ったものの、時効により厚生年金保険料を納付することができず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る被保険者記録は、資格取得日が平成18年4月24日とされ、同日から同年5月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されている。

しかしながら、雇用保険の加入記録並びにA社から提出された申立人に係る雇用契約書及び給与支払一覧表により、申立人は、平成18年4月24日から同社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記給与支払一覧表において確認できる保険料控除額から、41万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業

主は、申立人の資格取得日に係る届出を誤って行い、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和43年3月5日であると認められることから、申立人の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和43年2月の標準報酬月額については、5万2,000円とすることが妥当である。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和43年3月5日から同年8月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における上記訂正後の資格喪失日（昭和43年3月5日）に係る記録を同年8月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を、同年3月から同年6月までは5万2,000円、同年7月は6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年2月1日から同年10月1日まで

申立期間当時にA社からB社に社名が変更されたが、申立期間においても継続して勤務していた。給与支払明細書を提出するので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和43年2月1日から同年3月5日までの期間について、申立人から提出された給与支払明細書及び複数の同僚の供述等により、申立人は、当該期間においてA社に継続して勤務していたことが認められる。

一方、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人が昭和42年11月13日に同社において被保険者資格を取得したことは記録されているものの、資格喪失日は記録されておらず、申立人と同様に資格喪失日が記録されていない者が11人確認できる。

また、上記被保険者名簿により、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった昭和43年2月1日より後の同年3月1日が資格喪失日とされている6人のうち4人に

ついて、同年3月5日に届出が行われていることが確認でき、また、当該被保険者名簿の記録及び上記同僚の供述から、同社は、当該期間において当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、申立人が昭和43年2月1日に被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人のA社における資格喪失日を、上記従業員の資格喪失に係る届出が行われた同年3月5日に訂正することが必要である。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和43年1月の上記被保険者名簿の記録から、5万2,000円とすることが妥当である。

- 2 申立期間のうち、昭和43年3月5日から同年8月1日までの期間について、上記給与支払明細書及び複数の同僚の供述等により、申立人は、当該期間においてA社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、A社は、当該期間において厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できるところ、複数の従業員が、当該期間において10人以上の従業員が勤務していた旨回答していることから、同社は、当該期間においても当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

以上のことから、申立人のA社における上記訂正後の資格喪失日を昭和43年8月1日に訂正することが必要である。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、上記給与支払明細書において確認できる保険料控除額から、昭和43年3月から同年6月までは5万2,000円、同年7月は6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、当該期間において適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていないと認められることから、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立期間のうち、昭和43年8月1日から同年10月1日までの期間について、申立人は、同年8月分の給与支払明細書を保有していない上、申立人から提出された同年9月分の給与支払明細書には厚生年金保険料の控除額が記載されておらず、このことについて給与事務担当者は、給与支払明細書に厚生年金保険料の記載が無いということは、当該給与から厚生年金保険料を控除していないと思われる旨供述している。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関

連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間②に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、昭和49年6月、同年10月及び同年11月を9万2,000円、同年12月を9万8,000円、50年1月及び同年2月を9万2,000円、同年3月を9万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年5月21日から同年6月1日まで
② 昭和49年6月3日から50年7月23日まで
③ 昭和50年7月23日から同年11月1日まで

A社B事業所に勤務していた期間のうち、申立期間①の厚生年金保険の加入記録が無い。昭和49年5月分の給与から保険料が控除されているので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

また、C社（現在は、D社）に勤務していた申立期間②及び同社E店に勤務していた期間のうちの申立期間③の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。給与明細書を提出するので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②のうち、昭和49年6月及び同年10月から50年3月までの期間について、申立人から提出された給与明細書により、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、

これらの標準報酬月額のうち、いずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、上記給与明細書において確認できる保険料控除額又は報酬月額から、昭和49年6月、同年10月及び同年11月は9万2,000円、同年12月は9万8,000円、50年1月及び同年2月は9万2,000円、同年3月は9万8,000円とすることが妥当である。

次に、申立期間②のうち、昭和49年7月から同年9月までの期間について、上記給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることから、特例法に基づく記録訂正の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、確認できる資料が無く不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間②のうち、昭和50年4月から同年6月までの期間について、申立人は給与明細書等を保有しておらず、D社も申立人の当該期間に係る賃金台帳等を保管していないことから、申立人の当該期間における保険料控除額及び報酬月額を確認することができない。

また、C社に係る事業所別被保険者名簿において、申立人の標準報酬月額に係る記録に不自然な点は見当たらず、当該標準報酬月額はオンライン記録と一致している。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 申立期間①について、雇用保険の加入記録によると、申立人のA社B事業所における離職日は昭和49年5月20日とされており、オンライン記録の資格喪失日と符合している。

また、A社は、当該期間当時の資料を保管しておらず、申立人の退職日は不明である旨回答している。

さらに、申立人は、昭和49年5月分の給与明細書において控除されている1か月分の厚生年金保険料は同年5月の保険料である旨主張しているが、オンライン記録により、A社B事業所は、同年4月1日付けで政府管掌健康保険からF健康保険組合に編入されていることが確認できるところ、当該給与明細書により、健康保険料控除額が変更されていることが確認できることから、同社における保険料控除方法は翌月控除であると推認できる。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

3 申立期間③について、申立人は、オンライン記録の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が、昭和49年11月から50年4月までの給与明細書において確認できる保険料控除額より低いことに納得できない旨主張している。

しかし、申立人は、申立期間③に係る給与明細書を保有しておらず、D社も申立人に係る賃金台帳等を保管していないことから、申立人の当該期間における保険料控除額及び報酬月額を確認することができない。

また、C社E店に係る事業所別被保険者名簿において、申立人の標準報酬月額に係る記録に不自然な点は見当たらず、当該標準報酬額はオンライン記録と一致している。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和38年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年5月31日から同年6月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間において同社からC社に移籍したが、継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の管理部担当者の供述並びに同僚及び従業員の回答並びに同僚が保有する退職金支給明細書から判断すると、申立人は、A社及び同社の関連会社であるC社に継続して勤務し（A社からC社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間に係る異動日について、上記担当者は、申立人の申立期間における異動は事業統合に伴うものであり、申立人のC社における資格取得日を昭和38年6月1日と届け出ていることから、同日であると思われる旨供述していることから判断すると、同日とすることが相当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和38年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B社は不明としているが、同社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書において申立人に係る資格喪失日が昭和38年5月31日と記載されていることから、事業主は同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、

申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業団（現在は、B機構）Cセンターにおける資格喪失日に係る記録を昭和46年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年5月31日から同年6月1日まで
A事業団Cセンターに勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間において同センターに継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B機構から提出された申立人に係る人事記録、同機構の回答及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は、A事業団及びD事業団に継続して勤務し（A事業団CセンターからD事業団E部に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間に係る異動日については、上記人事記録及びB機構の回答から判断すると、昭和46年6月1日とすることが相当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA事業団Cセンターにおける昭和46年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、6万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B機構は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和46年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年5月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主は同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事

務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を 150 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 6 月 8 日

申立期間において賞与から厚生年金保険料を控除されていたが、A社は、申立期間当時、当該賞与に係る届出を行っておらず、その後、年金事務所に賞与支払届が提出されたものの、時効により厚生年金保険料を納付することができず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与台帳により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賞与台帳において確認できる保険料控除額から、150 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与額の届出を社会保険事務所（当時）に行っていなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における労働者年金保険被保険者の資格取得日は昭和17年6月1日、資格喪失日は19年1月2日であると認められることから、申立期間の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、10円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年6月1日から19年1月2日まで
A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の子が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の子の供述により、申立人は、昭和17年6月1日より前からA社に勤務していたものと考えられるところ、同社に係る厚生年金保険被保険者台帳及び労働者年金保険被保険者台帳索引票により、同年6月1日に同社において被保険者資格を取得している申立人と同姓同名で生年月日も一致する基礎年金番号に未統合の被保険者記録が確認できるが、当該被保険者台帳には資格喪失日が記載されていない。

また、上記被保険者台帳及び索引票により、昭和17年6月1日にA社において申立人を含む8人分の記号番号が新規に払い出されていることが確認できるが、いずれの被保険者台帳にも資格喪失日は記載されていない。

さらに、上記被保険者台帳には「全期間に対する名簿昭和20年3月14日焼失」及び「全部照合不能台帳32年4月18日認定」と記載されていることから、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿は戦災により焼失し、現存する被保険者名簿は、昭和23年7月1日に同社が新規適用事業所となった際に作成されたものであると考えられる。

加えて、申立人に係る上記被保険者台帳によると、昭和19年1月1日に標準報酬月額が改定されていることが推認できることから、少なくとも同日まで申立人はA社にお

いて労働者年金保険の被保険者であったことがうかがえる。

なお、A社に係る商業・法人登記簿謄本によると、同社の設立日は昭和10年11月20日とされており、同社に係る上記被保険者台帳によると、複数の同僚が申立期間において被保険者資格を取得していることから、同社は、当時の厚生年金保険法（労働者年金保険法）に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

これらを総合的に判断すると、上記未統合の被保険者記録は、申立人に係る被保険者記録であると認められることから、申立人のA社における資格取得日は昭和17年6月1日、資格喪失日は19年1月2日とすることが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る上記未統合の被保険者記録から、10円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和 57 年4月1日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、26万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 1 月 31 日から同年 4 月 1 日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には昭和 57 年 3 月 31 日まで勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人は、申立期間においてもA社に勤務していたことが確認できる。

一方、A社に係る事業所別被保険者名簿により、申立人の同社における資格喪失日について、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった昭和 57 年 3 月 26 日より後の同年 4 月 16 日付けで、同年 1 月 31 日と記録されていることが確認できる上、申立人を除く 23 人の被保険者のうち 22 人についても、申立人と同様に、同年 4 月 16 日付けで、資格喪失日を同年 1 月 31 日と記録されていることが確認できる。

また、上記 22 人のうち 1 人については、昭和 57 年 4 月 16 日付けで、当初の資格喪失日（昭和 57 年 2 月 18 日）が遡って同年 1 月 31 日に訂正されていることが確認でき、また、複数の従業員は、A社は申立期間当時、厚生年金保険料を滞納していたと供述している。

さらに、A社に係る商業・法人登記簿謄本により、同社は、申立期間当時も法人事業所であったことが確認できる上、雇用保険の記録により、申立期間において 5 人以上の従業員が同社に勤務していたことが確認できることから、同社は、申立期間において、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、A社が厚生年金保

険の適用事業所でなくなった後に、申立人に係る上記資格喪失処理を行う合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の同社における資格喪失日を雇用保険における離職日の翌日である昭和 57 年 4 月 1 日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人の A 社における昭和 56 年 12 月の社会保険事務所の記録から、26 万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成20年4月21日、資格喪失日に係る記録を同年10月1日とし、申立期間の標準報酬月額を、同年4月は9万8,000円、同年5月から同年7月までは22万円、同年8月は20万円、同年9月は26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年4月21日から同年10月1日まで

A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。一部期間の給与明細書を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB健康保険組合から提出された申立人に係る被保険者情報により、申立人は、申立期間においてA社に勤務していたことが確認できる。

また、平成20年4月から同年6月までの期間について、保険料控除を確認できる資料は無いが、申立人から提出された預金通帳の写し及び同年8月から同年10月までの給与明細書において保険料を控除されていることが確認できることから、申立人は、同年7月から同年9月までの期間に係る保険料を控除されていたと認められ、また、同年4月から同年6月までの期間についても保険料を控除されていたものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、上記預金通帳及び給与明細書において確認又は推認できる保険料控除額又は報酬月額から、平成 20 年 4 月は 9 万 8,000 円、同年 5 月から同年 7 月までは 22 万円、同年 8 月は 20 万円、同年 9 月は 26 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は資料が無く不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者報酬月額算定基礎届や被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成 20 年 4 月から同年 9 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成8年5月22日であると認められることから、申立人の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、平成7年11月から8年4月までの標準報酬月額については、9万8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成7年11月30日から8年6月1日まで
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。勤務したことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成7年11月30日から8年5月22日までの期間について、A社の代表取締役の供述により、申立人は、同年5月頃まで同社に勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録により、申立人のA社における資格喪失日について、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成7年11月30日より後の8年5月22日付けで、7年11月30日と記録されていることが確認でき、申立人以外の被保険者4人全員についても、申立人と同様に、8年5月22日付けで資格喪失日が7年11月30日と記録されている上、そのうち一人の標準報酬月額については、8年5月22日付けで資格取得日（平成2年11月1日）に遡って減額訂正されていることが確認できる。

また、A社の代表取締役は、当該期間当時、会社の経営が厳しく、厚生年金保険料の滞納があったことから、社会保険事務所（当時）に2回ほど呼び出され、滞納保険料を相殺するため書類に社印を押した記憶があると供述している。

さらに、A社に係る商業・法人登記簿謄本によると、同社が解散したのは平成9年2月*日であるとされていることから、同社は、当該期間においても法人事業所であり、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、A社が厚生年金保険の適用

事業所でなくなった後に、申立人に係る上記資格喪失処理を行う合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の同社における資格喪失日を当該処理日である平成8年5月22日に訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成7年10月のオンライン記録から、9万8,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、平成8年5月22日から同年6月1日までの期間について、代表取締役及び従業員の供述から、申立人が当該期間においてA社に勤務していたことを確認することができず、保険料控除を確認できる資料も見当たらない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年12月10日は48万円、18年6月8日は60万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月10日
② 平成18年6月8日

A社B支店における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。賞与が支給され、保険料を控除されたのは確かなので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成15年12月及び18年6月の賞与一覧表等により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賞与一覧表等において確認できる保険料控除額及び賞与額から、平成15年12月10日は48万円、18年6月8日は60万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社の元監査役は、同社は既に解散し、当時の資料等が無いため不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を 20 万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 58 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 6 月 8 日

A社B支店における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。賞与が支給され、保険料を控除されたのは確かなので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成 18 年 6 月の賞与一覧表により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賞与一覧表において確認できる保険料控除額及び賞与額から、20 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社の元監査役は、同社は既に解散し、当時の資料等が無いため不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を 20 万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 59 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 12 月 10 日

A社B支店における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。賞与が支給され、保険料を控除されたのは確かなので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成 15 年 12 月の賞与一覧表により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賞与一覧表において確認できる保険料控除額及び賞与額から、20 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社の元監査役は、同社は既に解散し、当時の資料等が無いため不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年4月から平成3年9月まで

A社に美容師として勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。給料から税金、その他保険料を控除されており、店長から年金に加入していると聞いていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の事業主は、申立人を記憶していないものの、申立人は、同社の複数の店舗名、その所在地及び店長の氏名を記憶しており、当該店舗名等は事業主の供述と一致していることから、期間を特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、A社が厚生年金保険の適用事業所となった記録は確認できない上、事業主は、同社が適用事業所となったことはなく、従業員の給与から厚生年金保険料を控除したことはないと回答している。

また、申立人が記憶している店長3人のいずれも連絡先が不明であることから、申立人のA社における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 1 月から同年 7 月 1 日まで
② 昭和 38 年 7 月 31 日から同年 9 月 15 日まで

A社で勤務した期間のうち、申立期間①及び②の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には、昭和 38 年 1 月に入社し、申立期間①及び②も継続して勤務していたので、当該期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社は、「当社が保管している辞令簿から、申立人は臨時雇いで採用され、昭和 38 年 2 月 16 日から同年 7 月 30 日まで勤務していた。」としていることから、申立期間①のうち、同年 2 月 16 日から同年 6 月 30 日までの期間について、申立人が同社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の資格取得日は、上記辞令簿上の入社日から約 5 か月後の昭和 38 年 7 月 1 日となっていることが確認できる。

また、上記辞令簿において、昭和 38 年に臨時雇いで採用されたことが確認できる従業員 6 人について、当該辞令簿上の入社日と厚生年金保険の資格取得日との関係を見ると、4 人は厚生年金保険の被保険者記録が確認できず、残る 2 人は入社から約 8 か月後に厚生年金保険に加入している。

このことについて、A社は、「申立期間当時、臨時雇いでの採用者について、短期間で退社する者が多かったため、正式採用に至るまで 6 か月前後の見習期間があり、見習期間は、社会保険の加入手続は行わず、給与から厚生年金保険料を控除することもなかった。このため、申立人については、5 か月間の見習期間を経て昭和 38 年 7 月 1 日に厚生年金保険に加入させたものとする。」としている。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる

関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間②について、A社は、上記辞令簿から、申立人は昭和38年7月30日付けで依願退職しており、その後も勤務していたとは考えられないとしている。

また、申立人は、A社での同僚の氏名を記憶しておらず、姓のみを記憶している上司も連絡先が不明なため、上記被保険者名簿から、申立期間②に被保険者記録があり、かつ、連絡先が判明した従業員10人に申立人の勤務状況について照会したところ、6人から回答を得られたものの、いずれの者も申立人の記憶は無いとしており、これらの者から申立人の当該期間における勤務について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間②における勤務について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 12 月から 61 年 11 月まで
A 社 (現在は、B 社) C 営業所に日給制である「D 職」のアルバイトとして勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。勤務したことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶している上司及び同僚二人の供述から、期間は特定できないものの、申立人が A 社 C 営業所に日給制である「D 職」のアルバイトとして勤務していたことはいかがえる。

しかしながら、B 社は、申立人の A 社における勤務等に係る資料は保管しておらず、申立人の勤務の状況や厚生年金保険料の給与からの控除については不明であり、申立期間当時のアルバイトの厚生年金保険の取扱いについても不明であるとしている。

また、A 社の申立期間当時の取締役の一人は、「アルバイトには、月給制である「E 職」と日給制である「D 職」があり、厚生年金保険に加入したいという希望があれば、加入させていたと思う。また、「E 職」は、ほぼ全員が加入していたが、「D 職」は、加入していない人の方が多かったと思う。」と供述している。

さらに、A 社に係る事業所別被保険者名簿から、申立期間に厚生年金保険の被保険者となっている複数の元従業員に照会したところ、回答があった者のうち、入社から退社まで「D 職」のアルバイトとして勤務したとする者が 7 人おり、そのうちの 4 人は、厚生年金保険の加入について希望をしたか否かは覚えていないとしているが、残りの 3 人のうち、1 人は「入社してから数か月後に、厚生年金保険に加入したいと希望して、厚生年金保険に加入した。」と供述しており、他の 2 人はいずれも「入社してから 1 年以上経過後に、厚生年金保険に加入したいと希望して、厚生年金保険に加入した。」と供述し、これら 3 人の入社したとする日と厚生年金保険の被保険者資格取得日との関係を

みると、供述どおり、1人は入社から約7か月後に、他の2人は入社から約1年8か月後に被保険者資格を取得していることが確認できる。

加えて、上記の厚生年金保険の加入について希望をしたか否かは覚えていないとしている4人が供述する入社日と厚生年金保険の被保険者資格取得日との関係をみると、当該4人は、入社から3か月から1年後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

これらのことから、申立期間当時、A社では、「D職」のアルバイトについて、必ずしも全員を厚生年金保険に加入させていたわけではない上、厚生年金保険に加入させる場合でも、入社と同時ではなく、入社後一定期間経過後に本人の希望を確認して加入させていたことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 4 月から 33 年 12 月まで

A社に女工として勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。一緒に勤務した同僚に同社での厚生年金保険の加入記録があるのに、自分に記録が無いのはおかしい。申立期間に、給与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、昭和 48 年 7 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、申立期間当時の事業主も既に死亡しており、同社及び事業主から、申立人の申立期間に係る勤務の状況及び厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。

また、申立人がA社と一緒に勤務したと記憶する同僚二人のうち、連絡先が判明した一人及び同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時、同社の厚生年金保険被保険者であった従業員 25 人に、申立人の勤務及び同社の厚生年金保険の取扱いについて照会したところ、当該同僚は、申立人が同社に勤務していたことは記憶しているものの、申立人の勤務期間は記憶しておらず、同社における厚生年金保険の取扱いについても不明であるとしており、また、回答のあった従業員 11 人は、いずれの者も申立人を記憶しておらず、同社の厚生年金保険の取扱いについても不明であるとしている。

さらに、A社の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、上記同僚二人の加入記録を確認することができないことから、同社では、申立期間当時、必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させる取扱いをしていなかったことがうかがえる。

加えて、申立人は、A社に在職中にB病院に入院したと主張しているが、同病院では、申立期間当時のカルテ等の診療諸記録を法的保存期間が経過したため、廃棄していることから、申立人が当時、同病院に入院したか否かすら不明であると回答している。

このほか、申立人の申立期間における勤務及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

関東東京厚生年金 事案 24838 (事案 742 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年8月15日から43年1月1日まで
② 昭和43年3月31日から44年6月20日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨を第三者委員会に申し立てたが、記録を訂正できない旨の通知を受けた。同社には、申立期間も勤務していたことは確かであり、当時の同僚や実弟の証言も得られるが、当時の経理担当者の証言を得た上で、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人が保管している給料支払明細書により、申立人は、申立期間においてA社に勤務していたことが推認できるところ、当該給料支払明細書における厚生年金欄に金額の記載が無く、ほかに保険料控除の事実を確認できる資料も無いこと、ii) 同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における健康保険番号に欠番は無く、申立人についての記載も無いこと、iii) 同社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、平成8年9月に事業主が申立人に宛てた文書によると、当時の給与(経理)担当者から厚生年金保険料の算出方法について明確な回答が得られないとされていること、iv) 申立期間における雇用保険の加入記録も確認することができないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできないとして、既に年金記録確認B地方第三者委員会(当時)の決定に基づき、20年10月22日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、今回の申立てに当たり、元経理担当者に照会するよう強く求めているところ、オンライン記録によると、当該元経理担当者は平成24年に死亡していることとされていることから、照会を行うことができない。

また、申立人は、元同僚及び実弟が証言してくれるとされていることから、これらの者に照会し供述を得たほか、申立期間当時、A社に勤務していた元同僚 14 人に照会を行い 6 人から回答を得たが、いずれも申立人の明確な在籍期間及び厚生年金保険料の控除の有無について分からない旨供述している。

さらに、申立人は、申立人が元経理担当者に宛てた質問状（平成 20 年 11 月 19 日付け）、元経理担当者の子（代理人）による当該質問状に対する回答書（平成 20 年 12 月 6 日付け）、申立人が元経理担当者と代理人に宛てた通知書（平成 21 年 12 月 11 日付け）及び代理人による当該通知書に対する返事（平成 21 年 12 月 30 日付け）を提出しているが、これらの資料から、申立人のA社における厚生年金保険の取扱い及び保険料控除について確認することができない。

このため、申立人から提出された新たな資料及び情報については、年金記録確認B地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情には当たらず、このほか、同委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年頃から 44 年頃まで
A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る事業所別被保険者名簿によると、同社は昭和 44 年 3 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間のうち、42 年頃から 44 年 3 月 1 日までの期間は、厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる。

また、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、同社の業務の一部を継承したとするB社の担当者は、A社の元従業員に係る人事記録等の資料はほとんど残っておらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない旨供述している。

さらに、上記被保険者名簿により、A社が適用事業所となった昭和 44 年 3 月 1 日に被保険者資格を取得したことが確認できる元従業員 25 人のうち住所の判明した 15 人に照会し、10 人から回答を得たが、いずれも申立人を記憶しておらず、また、申立期間における健康保険証の番号に欠番は無く、社会保険事務所（当時）の記録に不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年2月28日から同年3月1日まで
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社の実質的な経営者は自分であり、同社が適用事業所でなくなったのが平成15年2月28日である理由は不明だが、同年3月1日が正しいので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、A社は平成15年2月28日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間は適用事業所でないことが確認できる。

また、A社に係る商業・法人登記簿謄本によると、申立人は、平成16年3月16日に同社の取締役になっており、申立期間において取締役ではないが、同社に係る厚生年金保険の新規適用の届出を代行したとする社会保険労務士は、届出書における事業主は女性であったが、社長は申立人と認識していた旨供述し、申立人も、登記簿上の取締役は自分の妹であるが、名目上の役員であり、実質的な経営者は自分であったとしており、また、申立人は、申立期間における賃金台帳等の関係資料は全て廃棄し、給与明細書等の保険料控除を確認できる資料も所持していない旨供述している。

さらに、A社が適用事業所でなくなった日（平成15年2月28日）に被保険者資格を喪失しているのは申立人のみである上、申立人が申立期間において勤務していた可能性があるとする者に照会したが回答を得られないことから、申立人の申立期間における勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 3 月から 46 年 2 月まで
A 事業所に調理見習として勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。一緒に勤務していた同僚には加入記録があるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元従業員の回答から判断すると、申立人は、期間を特定できないものの、A 事業所に調理見習として勤務していたことはうかがえる。

しかし、オンライン記録によると、A 事業所は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、同事業所の事業主も連絡先不明であることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱い等について確認することができない。

また、申立期間に、A 事業所で社会保険事務に従事していたとする者に照会したところ、全員を厚生年金保険に加入させていたと思うが、社会保険労務士に手続を任せていたことから詳細については覚えていない旨供述している。

さらに、申立人及び元従業員が、調理見習を含む 9 人の氏名を挙げているところ、そのうちの 4 人については、A 事業所に係る事業所別被保険者名簿において、厚生年金保険被保険者として氏名を確認できない。

加えて、上記被保険者名簿によると、申立人の氏名は見当たらず、健康保険証の番号に欠番は無く、不自然な点も見当たらないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

関東東京（千葉）厚生年金 事案 24847（事案 2092、10236 及び 23818 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年2月1日から54年4月1日まで

A事務所に勤務した期間のうち、昭和37年2月1日から40年1月7日までの厚生年金保険の加入記録が無い旨を第三者委員会に再度申し立てたところ、同委員会から、同事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）に改ざんの実事は認められないとして、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できないことから、記録の訂正は認められないとの通知を受けた。

しかし、A事務所に係る被保険者名簿は、i) 昭和37年2月、事業主のB氏の死亡により全員資格を喪失したことになっているが、社会保険事務を担当していた自身は、そのような届出をしていないこと、ii) 申立てを行った同僚について、38年7月までの在籍を認め、同年7月31日に解散したとの記載は、上記の届出が架空であることを証明していること、iii) A事務所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日は38年7月31日としているが、当初「10月」と3か月も先の日付を記載することはあり得ないこと、iv) 自身は、30年6月に社会保険に加入した当初から54年4月まで継続してC名の健康保険証を使用しており、年金を受給する直前の55年に初めて本名のD名を届け出たが、A事務所の名簿にDとあるのは、当該名簿が55年以降に改ざんされた偽物の証拠であることなどから、再度、本申立てを決意した。

以上のことから、新たな情報は無いが、正規の被保険者名簿を見付け出し、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和37年2月1日から40年1月7日までの期間（1回目の申立てについては、40年1月6日までの期間）については、申立人はこれまでに3回申立てをしているところ、1回目の申立てについては、A事務所は既に解散し、事業主も死亡

しているため、申立人の当該期間における厚生年金保険の加入状況及び保険料の控除について確認することができず、当該期間当時の被保険者4人のうち、申立人を含む3人が同時期に被保険者資格を喪失していること、及び申立人が健康保険証を使用したとする医療機関では、健康保険証の使用について確認できないこと等から、当該期間について厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できないとして、既に年金記録確認E地方第三者委員会（当時）の決定に基づき、平成21年5月20日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、2回目の申立てについては、申立人は新たな情報として、二女の出産時の病院名及びA事務所の顧問先の電話番号を思い出したので再調査してほしいと再度申立てを行ったが、当該病院からは、当該期間の健康保険証の使用状況について確認することができず、同事務所の顧問先から、申立人の勤務期間や厚生年金保険料の控除について確認することができないことから、既に年金記録確認E地方第三者委員会の決定に基づき、平成22年6月30日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

さらに、3回目の申立てについては、申立人は、「当該期間当時はCと名乗っており、昭和45年頃に初めて社会保険事務所（当時）に本名であるDの名前を知らせたので、A事務所の被保険者名簿にDという名前が記載されていることは、当該被保険者名簿が正規原本でなく、改ざんされたものである証拠である。」として、A事務所の顧問先の電話番号を新たな情報として再度申立てを行ったところ、i)同事務所に係る被保険者名簿の記載内容に不合理な訂正処理が行われた形跡は見当たらず、申立人が主張する改ざんの事実は認められないこと、ii)申立人が事業主となり40年1月7日付けで厚生年金保険の適用事業所となった（以下「新規適用」という。）F事務所に係る被保険者名簿によると、事業主は本名のDと記載されていることから、申立人は45年以前においても本名を使用していたことがうかがえること、iii)申立人が新たな情報として提供したA事務所の顧問先は、申立人が同事務所で厚生年金保険に加入していたか否かについては不明である旨回答していることから、既に年金記録確認E地方第三者委員会の決定に基づき、平成24年10月24日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、A事務所において、事業主の死亡により全員が資格喪失するというような届出は行っておらず、また、自身は昭和30年6月から54年4月まで継続してC名の健康保険証を使用しており、本名がDであることを社会保険事務所に知らせたのは年金の受給直前の55年であることから、A事務所の被保険者名簿は改ざんされたものであることは明らかであるため、改ざん前の正規の被保険者名簿を見付け出してほしいとして再度申立てを行っている。

しかしながら、A事務所に係る被保険者名簿によると、申立人は、昭和30年6月1日から37年2月1日までの期間について、D名で厚生年金保険に加入している記録が確認できる上、40年1月7日付けで申立人自身が事業主となり新規適用となったF事務所に係る被保険者名簿によると、事業主としてD名を使用していることが確認できる。

また、当委員会は、F事務所に係る被保険者名簿を確認したが、記載内容に不合理な訂正処理が行われた箇所は見当たらず、A事務所に係る被保険者名簿については、これまでの申立てに係る調査において既に確認しており、いずれの被保険者名簿にも申立人が主張する改ざん的事实は認められない上、申立期間について、申立人のA事務所における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

以上のことから、申立人の主張は、年金記録確認E地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、このほかに同委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は無く、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 22 年 6 月 11 日から同年 9 月 1 日まで
A 社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。
A 社には、申立期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された取引金融機関の預金通帳の振込記録及びA社の顧問会計事務所から提出された平成 22 年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿により、申立人の申立期間における勤務が推認できる。

また、オンライン記録によると、申立人の資格喪失日は当初、平成 22 年 9 月 1 日として届出がなされていたところ、同年 6 月 11 日に遡って訂正されていることが確認できる。

しかしながら、上記顧問会計事務所から提出された源泉徴収簿、年金事務所から提出された申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届に添付された平成 22 年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿及び賃金台帳によると、いずれも申立期間において厚生年金保険料控除に関する記載が無いことが確認できる上、当該源泉徴収簿に記載された社会保険料控除額の合計額は、B市役所から提出された市民税・県民税課税証明書の社会保険料控除額と一致していることが確認できる。

さらに、上記の源泉徴収簿において確認できる平成 22 年 7 月分及び同年 8 月分の総支給額は、上記預金通帳の振込記録において確認できる同社からの月例給与振込額と一致していることが確認できる。

なお、事業主に対しては、文書照会を複数回行ったものの、現在までに回答は無く、申立期間当時の厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連

資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年2月21日から同年4月まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には平成6年4月まで勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主も死亡している上、商業・法人登記簿謄本により確認できる申立期間当時の代表取締役等に照会したが回答を得られないことから、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、オンライン記録により、申立期間に被保険者記録が確認できる7人のうち、連絡先の判明した2人に照会したが回答を得られないため、申立人の申立期間に係る勤務実態について確認することができない。

さらに、申立人のA社に係る雇用保険の加入記録によると、離職日は平成6年2月21日と記録されている上、オンライン記録によると、資格喪失処理は、同年2月25日に行われており、当該届書に健康保険被保険者証が添付されていたことが確認できる。

加えて、申立人から提出された平成6年分の所得税の確定申告書に記載されている社会保険料控除額は、オンライン記録による標準報酬月額に基づく社会保険料より高額であることは確認できるものの、申立人は、申立期間後に別の事業所に勤務しており、両社の給与明細書及び源泉徴収票等を保有していない上、当該確定申告書の源泉徴収税額欄にA社の給与収入額の記載も無いことから、同社における申立期間に係る給与支払及び社会保険料控除額を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和52年7月31日から53年4月6日までの期間について、申立人の当該期間における厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る記録訂正を認めることはできない。

また、申立期間のうち、昭和53年4月6日から同年10月1日までの期間について、申立人は、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年7月31日から53年10月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間においても同社の代表取締役として勤務しており、社会保険から脱退することはあり得ないので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和52年7月31日から53年4月6日までの期間について、A社に係る事業所別被保険者名簿により、申立人の同社における資格喪失日について、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった52年7月31日より後の53年4月6日付けで、遡って52年7月31日と記録されていることが確認でき、申立人のほか12人についても、申立人と同様の資格喪失処理が行われている上、同年10月の定時決定を取り消されている者が7人確認できる。

また、申立人から提出された申立期間当時のA社の総勘定元帳における支払手形勘定によると、同社は保険料を滞納し手形で支払い、昭和52年7月から53年2月までの手形で支払った保険料については同年3月末に返戻処理が行われていることから、保険料は支払われていないと考えられる上、複数の従業員は、申立期間当時、同社の経営状態は悪く、給与の遅配や分割払いがあった旨供述している。

一方、上記被保険者名簿並びに申立人から提出されたA社の昭和52年6月及び53年6月における株主総会議事録等により、申立人は、申立期間及び上記資格喪失処理日において同社の代表取締役であったことが確認できるところ、申立人は、「自分は名

目的な代表取締役であり、経営上の実質的な権限は全て親会社に握られていた。」と主張している。

しかしながら、申立人は、取引関係や営業関係において代表取締役として権限を有し、代表者として印鑑を押していたと供述しており、当時の従業員の一人は、社長が陣頭指揮を執っていたとしている上、複数の従業員は、社長が会社の経費の支払等について担当者に指示を出していたとしている。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として権限を有しており、社会保険料を滞納している状況で行われた上記資格喪失処理に全く関与していなかったとは考え難いことから、会社の業務としてなされた当該処理に責任を負うべきであり、当該処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る記録の訂正を認めることはできない。

2 申立期間のうち、昭和53年4月6日から同年10月1日までの期間について、上記のとおり、申立人がA社の代表取締役であったことは確認できる。

しかしながら、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、A社は、当該期間について厚生年金保険の適用事業所ではなく、上記総勘定元帳における預り金勘定において、申立人の給与から当該期間に係る厚生年金保険料が控除されていることを確認できない上、同社の経理担当者も、保険料を天引きしていない旨供述している。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 4 月 1 日から 52 年 4 月 1 日まで
② 昭和 54 年 3 月 21 日から 57 年 7 月 1 日まで
③ 昭和 56 年 1 月 1 日から同年 3 月 1 日まで
④ 昭和 56 年 4 月 5 日から 57 年 1 月 1 日まで

ねんきん特別便を見て、語学教材の販売会社に勤務した申立期間①、A事業所に勤務した申立期間②、B社に勤務した申立期間③及びC区の料理店に勤務した申立期間④のそれぞれの期間に係る厚生年金保険の加入記録が無いことを初めて知った。勤務していたことは確かなので、各申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、語学教材の販売会社に勤務していたと申し立てている。

しかしながら、申立人は、事業所名を記憶しておらず、事業所の所在地の記憶も曖昧なため、申立てに係る事業所を特定することができない上、申立人の当該期間に係る雇用保険の加入記録も確認できない。

また、事業主や同僚等の氏名及び連絡先についても不明としていることから、当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

2 申立期間②について、申立人は、A事業所に係る雇用保険の資格取得日が昭和 54 年 3 月 21 日、離職日が 57 年 6 月 30 日と記録されていることから、当該期間を申立期間としたとしている。

しかしながら、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、A事業所は、厚生年金保険の適用事業所としての記録が確認できない。

また、A事業所の所在地を管轄する法務局において商業登記の記録が無く、同事業

所に係る雇用保険の適用事業所情報から事業主を特定することができず、さらに、申立人が記憶している同僚の連絡先も不明であることから、申立人の同事業所における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

3 申立期間③について、申立人は、B社に勤務していたと申し立てている。

しかしながら、B社は平成5年4月に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主は既に死亡している上、当該期間に被保険者記録がある従業員22人に照会したが、申立人を記憶している者は一人のみであり、その者も「申立人が当該期間に勤務していたかどうかまでは分からない。」旨供述していることから、申立人の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人は、上記のA事業所で一緒に勤務していた同僚と同時期にB社に入社したと供述しているところ、当該同僚が同社において厚生年金保険の被保険者であった記録は確認できず、さらに、同社の事業所別被保険者名簿において、昭和56年1月6日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる従業員は、「B社には55年に入社し、同社の忘年会に参加した。」旨供述していることから、同社では、必ずしも全ての従業員を入社と同時に厚生年金保険の被保険者とする扱いではなかったことがうかがえる。

4 申立期間④について、申立人は、C区の料理店に勤務していたと申し立てている。

しかしながら、申立人は、事業所名を記憶しておらず、事業所の所在地の記憶も曖昧なため、申立てに係る事業所を特定することができない上、申立人の当該期間に係る雇用保険の加入記録も確認できない。

また、事業主や同僚等の氏名及び連絡先についても不明としていることから、当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

5 このほか、申立人の申立期間①から④までにおける厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①から④までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

関東東京厚生年金 事案24864（事案20929の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年9月8日から37年9月22日まで
② 昭和37年9月24日から38年5月31日まで
③ 昭和38年6月1日から41年8月26日まで

申立期間については、第三者委員会に対して脱退手当金の支給記録を取り消してほしい旨の申立てを行ったが、認められなかった。

しかし、第三者委員会の審議結果に納得できないので、新たな証拠等は提出できないが、再度申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が申立期間③に勤務したA社の従業員調査の結果から、同社が脱退手当金の代理請求を行っていた可能性が高いと考えられること、同社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間の脱退手当金は、申立人の申立期間③に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後に支給決定されているなど、脱退手当金の支給に係る事務処理に不自然さやうかがえないことなどの理由により、既に年金記録確認B地方第三者委員会（当時）の決定に基づき、平成23年10月13日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、年金記録確認B第三者委員会の審議結果に納得できないとし、再度、申立てを行っているが、申立人から新たな資料や情報は得られず、このほかに同委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 10 月 1 日から 48 年 8 月 12 日まで

A社B工場に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には、夫と一緒に勤務しており、夫の転職のため一緒に退職し、社宅を引っ越した記憶があるので、夫の同社における厚生年金保険の資格喪失日である昭和 48 年 8 月 12 日まで厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった申立人の在籍期間に係る資料では、申立人の退職年月日は昭和 45 年 9 月 30 日であることが確認でき、同社は、申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できないと回答している。

また、申立人のA社における雇用保険の離職日は、昭和 45 年 9 月 30 日と記録されており、厚生年金保険被保険資格の喪失日と符合している。

さらに、申立人と一緒に検品の業務を担当していたとする二人の従業員は、申立人がいつ頃退職したかは記憶していない旨供述している上、申立期間中にA社B工場において厚生年金保険の被保険者資格を取得した従業員 14 人に照会し、7人から回答があったが、申立人を記憶している者はいなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年4月26日から36年9月20日まで
年金記録の確認をしたところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。

しかし、脱退手当金の請求手続を行ったことも、受給した記憶も無いので、申立期間の脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に申立人が勤務していたA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている者のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和36年9月20日の前後3年以内に資格喪失した女性であって、脱退手当金の受給資格を有する者の脱退手当金の支給記録を確認したところ、申立人を含む6名に支給記録が確認でき、その全員が資格喪失日から5か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、同一日に資格喪失し、同一日に支給決定されている者が2名いることから、同社では、事業主による脱退手当金の代理請求が行われており、申立人の脱退手当金についても、同社が代理請求をした可能性が高いものと考えられる。

また、申立人は、A社に勤務していたときの昭和35年5月*日に婚姻し、姓が変わっているところ、同社に係る事業所別被保険者名簿の申立人の欄には「氏名変更 36. 11. 1」と、また、申立人に係る厚生年金保険被保険者手帳記号番号払出簿には「36. 11. 6 氏名変更」と記録されており、申立人の被保険者資格喪失日である36年9月20日より後に氏名変更が行われており、氏名変更日は申立人に対する脱退手当金の支給が決定された同年12月14日に近接していることから、脱退手当金の請求に併せて当該氏名変更手続が行われたものと考えられる。

さらに、上記事業所別被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」表示が記されている上、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後に支給決定されているなど、一連の当該脱退手当金の支給に係る事務処理に不

自然さはいかがえない。

加えて、申立人から脱退手当金について聴取しても、受給した記憶が無いというほかには受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年2月9日から32年1月4日まで
② 昭和32年1月4日から同年12月12日まで
③ 昭和33年1月5日から34年6月2日まで

年金記録の確認をしたところ、申立期間について脱退手当金の支給記録が有ることを知った。

しかし、脱退手当金の請求手続を行ったことも、受給した記憶も無いので、申立期間の脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間③に勤務したA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、当該脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人の厚生年金保険被保険者期間の被保険者記号番号は、申立期間である3回の被保険者期間は同一番号で管理されているにもかかわらず、申立期間後の被保険者期間は別の記号番号となっており、申立期間に係る脱退手当金を受給したため、その後の被保険者期間と申立期間とは記号番号が異なっているものとするのが自然である。

さらに、申立人から聴取しても、脱退手当金については、受給した記憶が無いというほかにも受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年1月31日から同年2月1日まで
② 昭和37年10月31日から同年11月1日まで

申立期間①については、A社B部に昭和35年4月25日からアルバイトとして勤務し、37年1月31日まで継続して勤務していたが、同年1月の厚生年金保険の加入記録が無い。

申立期間②については、C社に昭和37年3月12日に入社し、同年10月31日まで継続して勤務していたが、同年10月の厚生年金保険の加入記録が無い。

申立期間①及び②とも月末まで勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社は、申立人に係る人事記録その他当時の資料は保存していないため、申立人の申立期間①における勤務実態及び保険料控除について確認できない旨回答している。

また、A社は、申立期間①当時における従業員の退職の取扱いについて、退職日は従業員の希望日とし、その他特別な取扱いは運用を含め無かったと思う旨回答している上、申立人と同様に夜間大学生で、アルバイトとして勤務していたとする二人の従業員のうち一人は、「申立人と一緒に同じ仕事をしていたが、退職日は自由であったと思う。」とし、もう一人は、「アルバイト学生という身分から退職日はいつでも良かったのではないか。」としているところ、この二人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、それぞれ昭和38年5月31日、39年3月15日と記録されている。

さらに、申立人が記憶している上司に照会したところ、「申立人は夜間大学生で、アルバイトとして勤務していたが、いつまで勤務していたかは覚えていない。」旨供述していることから、申立人の申立期間①に係る勤務を確認することができない。

加えて、A社B部に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿から、所在が判明した20人に、申立人の申立期間①に係る勤務について照会したところ、14人から回答があったが、申立人が申立期間①に勤務していたことを記憶している者は見当たらない。

また、上記被保険者名簿によると、申立期間①当時、月の1日を資格喪失日とする従業員は見当たらない上、申立人の被保険者記録について記載内容に不備な点や不自然な訂正処理が行われた形跡は認められず、当該記録はオンライン記録と一致していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 申立期間②について、C社は、申立人に係る人事記録及び賃金台帳等の資料は保存していないため、申立人の申立期間②における勤務実態及び保険料控除について確認できない旨回答している。

また、C社は、申立期間②当時における従業員の退職の取扱いについて、従業員の申出どおりの退職日にしたと思う旨回答している。

さらに、C社に係る事業所別被保険者名簿から、所在が判明した6人に、申立人の申立期間②に係る勤務について照会したところ、3人から回答があったが、申立人が申立期間②に勤務していたことを記憶している者は見当たらない。

加えて、上記被保険者名簿の申立人に係る被保険者記録について記載内容に不備な点や不自然な訂正処理が行われた形跡は認められず、当該記録はオンライン記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。